

福島第二原子力発電所における 2026年度 人身災害発生状況及び 安全活動計画について

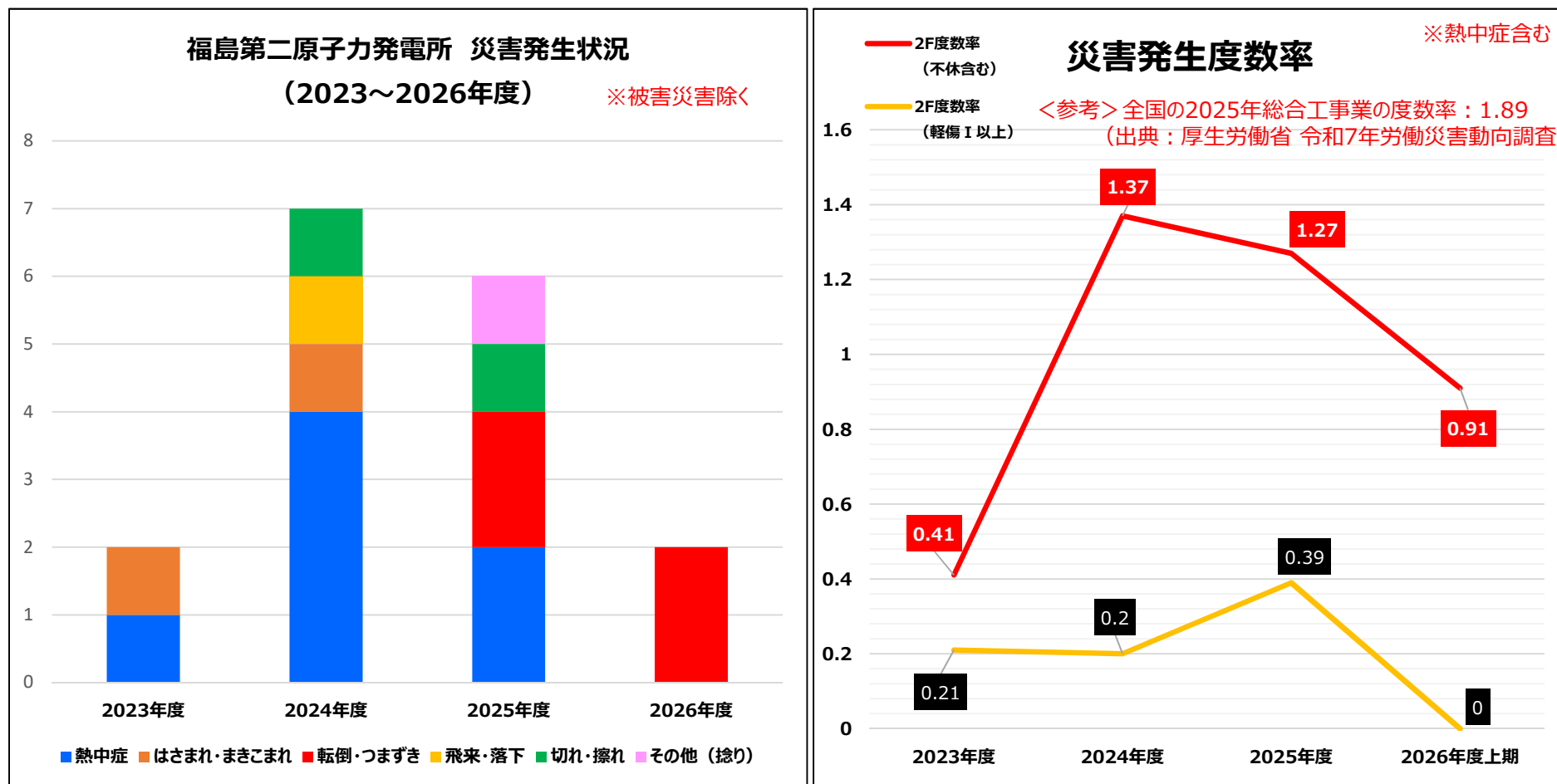
2026年10月28日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 2026年度(上期)の災害発生状況

1

◎福島第二原子力発電所 災害発生状況 (2026年 9月30日時点)



- ✓ 2026年度上期では2件の災害が発生
件数内訳 … 転倒・つまずき：2件 熱中症：0件
社員災害：0件 請負災害：2件

◎災害発生状況（まとめ） ※熱中症除く

◆人身災害 2 件の発生▲

- ①4/9発生：屋外を移動中にアスファルトの窪みに足を取られ転倒し負傷（種別：転倒・つまずき 傷害程度：不休）
- ②4/20発生：巡視中の作業員がスロープで右足を踏み外し転倒負傷（種別：転倒・つまずき 傷害程度：不休）

★人身災害の共通要因

- ① 歩行・移動時の安全確認、安全意識（注意力）が欠けていた
- ② 危険源の抽出・共有ができていない
- ③ 適正でない現場環境

2件に共通する「**移動時の足元確認不足**」と「**危険箇所の認識・見える化不足**」が根本原因であり、抽出した危険源を関係者へ周知すること、安全確認（足元）の徹底が共通の再発防止対策と考えている。

◎下期への反映事項

- ①作業点検の実践
 - ・上期より継続して、作業点検を通じて現場環境における危険源の抽出、徹底した防護措置を実施していく。
- ②安全な行動の浸透・定着活動の展開
 - ・「2F安全統一ルール15条」※1をベースにした浸透・定着活動（キャンペーンの展開等）により発電所員の安全意識の向上と「安全な行動」の振る舞いが自分事として浸透・定着するための取組みを展開する。

※1：スライド19 2F安全統一ルール15条 参照

◎熱中症災害について(まとめ)

◆熱中症災害：発生なし◆

◎当社、協力企業各社の取組み

◆当社の取組み◆

・昨年度と比較して大きな変更点や改善点はないが防止対策の取組みを継続して実施

下記①～④項目のほか、熱中症対策(12の対策)を日々繰り返し実践・徹底した成果と捉えている

①早めの対策準備や防止対策期間の前倒し(4/13よりプレ運用開始)

②熱中症防止講演会(4/16) 講師：産業医 参加者：社員&協力企業

③全体朝礼(1回/月)にて所長や事務局より安全に関する期待事項や取組みを必ず発信

④安全統一ルールの見直し(福島第二の関わる全員が守るべき事項)

⇒ 協力企業と協働で15条へ整理(4/1運用開始) ※第11条 熱中症防止対策

◆協力企業各社の取組み◆

・協力企業各社において、状況に応じた取組みの成果が大きく寄与した

＜取組み例＞

①各作業員の暑熱順化や体調に応じて、作業時間制限等を設定し、きめ細かな管理を徹底

②繰り返し、発生させない覚悟や期待事項を作業員へ周知

③各種の熱中症対策を丁寧に実施

◎その他

・作業件数や作業員人数が少ないため、発生のリスク・確率が低い。また、期待事項が浸透しやすい環境である

・社員や協力企業(作業員)へこれまでの取組みが徐々に浸透してきた成果とも捉えられる

◎ 2026年度 安全活動計画の取組み 『活動目標』

■ 活動目標 ・「**災害発生件数 ゼロ**」

【私たちが目指すところ】

一緒に働く仲間を絶対に守る。ケガのない安心して働ける現場・職場をつくる。

- ✓ 発電所で働く人たちが、相手の立場に立って、自分事として考え行動することで、「安心して働ける、働きたい」と思ってもらえる安全な現場・職場をつくる。

【安全目標】

一つひとつの現場・仕事（業務）で災害ゼロにつながる行動を実践する。

- ✓ 「顔の見える現場づくり」を通じた信頼関係の強化により、協力企業と協働して安全意識を向上させる。
- ✓ 「災害発生件数 ゼロ」の実現に向けて、日々の安全行動や安全運転を確実に行之い無災害の瞬間を継続して積み上げていく。

◎2026年度 福島第二原子力発電所 安全活動計画

実施項目	取組み事項	取組みの結果
①作業点検の実践	・直営作業、委託・請負工事の作業点検について浸透状況を振り返り、翌期の目標を立てる。(1回/四半期)	◎委託、工事件名について作業点検を実施。 ◆作業点検実績(9月末時点):106件 安全活動の結果から危険源の特定からリスクアセスメントに関して適切に実施できていると評価。 ◆課題や気付き ・現場経験の差により危険源の抽出に違いがみられた。 ・作業点検に変更(導入当初)となり理解が浅く戸惑いがあったが、その後は理解し実施できた。 ⇒ 運用ガイドに危険源の凡例等を追記する。
②作業の振り返り(アフター-KY)による気付きやリスクの抽出	・日々の直営作業、委託・請負工事について作業上の危険(リスクや気付き)や改善点がないか作業関係者間、または請負担当者へ確認する。 ✓ 作業の振り返りへの参加する、または口頭や電話連絡などで確認し把握すること ・作業上の危険(リスクや気付き)が抽出された場合は、翌日作業への安全対策や作業手順書への反映に関して関係者で検討する。 ・作業の振り返り(アフター-KY)について浸透状況を振り返り、翌期の目標を立てる。(1回/四半期)	◎委託、工事件名について、作業の振り返りを実施した。 ◆良好事例 ・振り返りを実施したことで気付きからリスク低減や是正につなげることができた。 ・言い出し易い雰囲気づくりに役立った。 ・危険源やリスクを再確認、情報共有することができた。 ◆課題や気付き ・特になし
③作業点検による危険箇所の抽出と排除	・作業点検において、災害件数の多い「転倒、つまずき／はさまれ災害」防止に注力した危険箇所の抽出とリスク低減措置を実施する。 ✓ 作業点検に基づいて確認する。	◎作業点検において危険箇所の抽出を実施した。 ◆良好事例 ・全員参加で実施し災害防止の意識を高め意識した行動ができた。 ・作業点検により危険箇所への表示やクッション材の設置など防護対策を実施した。 ◆課題や気付き ・特になし

◎2026年度 福島第二原子力発電所 安全活動計画

実施項目	取組み事項	取組みの結果
④エリアパトロールによる危険箇所の抽出・排除 ★運用、実施頻度は【エリア管理運用ガイド】に基づき実施	・エリアパトロールで抽出された危険箇所は「危険箇所マップ」へ反映する。 ・抽出した危険箇所について、出来る限り排除する。排除できない場合は、区画・表示取付け等により注意喚起を図る。 ・工事・委託・直営作業を実施する際は「危険箇所マップ」を確認し関係者へ情報を共有し把握する。	◎運用ガイドに基づきエリアパトロールを実施。 ◆良好事例 ・危険源に着目し新たな危険箇所がないか確認を実施した。 ・危険箇所を抽出することが出来た。 ・不安全状態への気づきが多くなった。（その場で是正を実施（表示取付け）） ◆課題や気づき ・通路において、腐食が進行した状態が確認された。 ⇒ 危険箇所抽出の取組みについて検討する。
⑤安全な行動の浸透・定着活動の展開（安全統一ルール15条）	・自分たちで決めた「福島第二 安全統一ルール15条」を遵守する。 ・社員・協力企業・作業員全員で安全行動（ふるまい）を実践するため定期的にキャンペーンを展開し基本動作、安全行動の浸透・定着化を図る。（基本のふるまい、安全装備品の使用、5 Sの徹底など）	◎安全統一ルール15条（転倒・つまずき）、安全活動方針「3つの行動骨子」の取組みについて展開した。 ◆良好事例 ・安全活動の取組みをメンバーへ周知し定着することができた。また、現場出向の際に相互確認を行い注意徹底を図った。 ・意識的に声掛けを行い安全意識を高めた。 ◆課題や気づき ・特になし
⑥片付け・準備段階における危険リスクの明確化	・作業点検において、本作業と同様に準備段階・片付け作業の危険リスクを抽出し手順書へ反映する。手順書に記載がない場合は、安全な方法で手順を定めること。（本作業での災害（320件:45%）に対して、準備・片付け作業での災害（304件:44%）が多く発生している） ✓ 作業点検に基づいて確認する。	◎片付け・準備段階において危険リスク抽出を作業点検を通じて実施した。 ◆良好事例 ・準備・片付けに加え、移動中の危険リスクも意識して抽出を実施した。 ・確認された危険リスクについて手順書へ反映した。 ◆課題や気づき ・特になし

◎2026年度 福島第二原子力発電所 安全活動計画

実施項目	取組み事項	取組みの結果
⑦業務車、車両運転時の安全運転行動の徹底	・実施内容は『交通安全活動計画』（労務人事G）を参照。 ◆安全運転5則◆ 1.安全速度を必ず守る 2.カーブの手前でスピードを落とす 3.交差点では必ず安全を確かめる 4.一時停止で横断歩行者の安全を守る 5.飲酒運転は絶対にしない ・作業点検では、使用前点検・車両誘導・制限速度・設備や作業員との接触の観点でリスク抽出し手順書へ反映する。	◎「安全運転5則」を念頭に交通ルールを遵守し安全運転行動を徹底した。 ◆交通事故・違反の実績（労務人事G確認） ・事故：1件 ・違反：1件 ◆良好事例 ・毎月交通安全重点目標を周知し徹底を図った。 ・作業で使用する車両について作業点検で確認し車両運転に関するリスク抽出を行い手順書や要領書へ反映した。 ◆課題や気付き ・発電所構外において事故、違反事例が各1件発生した。 ⇒ 所員のお知らせ（ふくにセーフティチャレンジ）で事故・違反事例の紹介および、改めて安全運転行動について周知・徹底を図った。
⑧熱中症予防活動	◎熱中症予防対策の実施（5/1～10/31） ・熱中症対策（12の対策）の徹底 ✓ 体調自己チェック表で経験の浅い若年者の理解度や熱中症リスクの高い方（既往歴の有無）に対して確認する ・熱中症予報・情報、WBGT値に応じた緩和対策の実施 ✓ 空調服、クールベスト・保冷剤、飲料水、塩タブレットの配備 ・熱中症教育の実施（講演会、eラーニング） ・体調不調の早期発見や発生時の緩和対策（重症化防止）の実施 ✓ 各所へのOS-1配備、ウェアラブルデバイス（カリアplus）の活用	◎熱中症防止対策の取組みを展開した。 ◆昨年と同様に各種防止対策の取組みを実施した。 ◆良好事例 ・各防止対策を適切に実施した結果、熱中症発生ゼロを維持継続できた。 ・言い出しやすい環境により、体調不良になる前に発言や声掛けを行い休憩や未然防止に努めた。 ・意識的に声掛けを行い安全意識を高めた。 ◆課題や気付き ・管理区域内では休憩は出来ても塩分・水分補給を速やかに行えないため、体調不良になるリスクが高い。 ⇒ RW/B給水所の運用を開始。今後、他号機への展開について検討を進める。

◎2026年度 福島第二原子力発電所 安全活動計画

実施項目	取組み事項	取組みの結果
⑨労働災害情報、OE (JIT※2、緊急) 情報の活用	・MM (毎日OE)、TBM-KYにおいてOE情報を活用する。 ✓ 自らの業務、作業に関連したOE情報を活用 (教訓) し理解したことを確認する ✓ 安全意識を高めること、類似災害の再発防止を図る ・作業点検、リスクアセスメント (安全事前評価) ではOE (運転情報) や至近3年の緊急OE情報をリスク抽出のポイントして活用する。	◎MMやTBM-KYでOE情報を確認し作業点検及び業務・作業の教訓や情報として活用した。 ◆良好事例 ・OE情報, JIT情報を活用したことにより、作業安全の意識付けになった。 ・過去の災害事例やOE情報に学び、現場のリスク抽出を徹底できた。 ◆課題や気づき ・特になし

※2 : スライド11 OE情報参照

「安全活動の浸透・定着活動」 STOP！転倒・つまずき災害

実施期間：2026.6.1～7.31



◎階段では、手すりを掴んで昇降 **下りは必須！**
★事務所以外での階段も手すりを掴んで昇降！★



◎両手に荷物を持ったままの歩行 **ダメ！** **マイバックを使用！**

◎ながら歩行（スマホ使用など） **ダメ！（不安全行動！）**

◎作業点検の実践。危険源の抽出と適切な対策・排除！

◆不安全行動を見かけたら必ず声かけを！！◆



項 目	概 要
安全パトロール （エリアパトロール）	・ 協力企業との合同パトロール（4回／年）
キャンペーン	・ 夏季・冬季「安全活動強化運動」として、夏季、冬季特有の災害事例の周知及び作業前の体調自己チェック表による管理 ・ 熱中症防止対策の実施 ○ 産業医講師による講演会 ○ 産業医監修の研修資料を2 F 社員に対して熱中症研修 e ラーニングを展開 また、協力企業に対しては、研修資料を配布し防止対策の確認を依頼
安全推進協議会	・ 1 回／月の頻度で当社と協力企業の合同会議を開催し、労働安全及び災害発生状況（他サイト情報含む）に関する情報提供や安全行動観察結果（良好、指摘）の周知と今後の取り組みを共有
パートナーシップ 委員会	・ 1 回／月の頻度で当社と協力企業の合同会議を開催し、協力企業からの様々な意見に対し改善を図る
協力企業との懇談会	・ 1回／四半期の頻度で懇談会毎に議論テーマ（原子力安全、作業安全、法令遵守等）を設定し協力企業と東京電力の取組みの共有及び、意見交換により対策を立案し共有を図る
TBM-KY	・ TBM（ツールボックスミーティング 作業前打ち合わせ） 作業内容、人員配置、作業上の注意事項等の指示、確認を行う。 ・ KY（危険予知） 作業にひそむ危険要因および具体的な対策を話し合い、安全重点目標を立てる。

項 目	概 要
寒冷環境下作業の 体調管理	・ 12月1日から3月31日の期間において、気温の低下による体調不良を防止するため、熱中症防止対策と同様に体調自己チェック表を使用し管理
振る舞い教育	・ ファンダメンタルズ※の浸透活動 協力企業への説明と冊子の配布 ※ファンダメンタルズ：日常的に業務に携わる全ての人たちが備えておくべき知識や技能、また、実践するべきふるまいをまとめたもの
OE 情報共有 (緊急・JIT)	・ OE 情報（JIT）※として、災害事例を所員および協力企業に周知し、教訓を生かすことにより必要な対策を実施する活動 ・ 緊急OE情報は不具合事象の内、緊急的に実施するべき事項がある場合は、速やかに作成しデータベースに登録する。また、その情報を各発電所の社員・協力企業へ速やかに提供共有と対策を実施し、未然防止の活動をする。 ※OE：運転経験情報（Operating Experience） JIT：Just In Time
マネジメントオブザ ベーション（MO）	・ 管理的職位にある社員が、業務や現場の状況（作業実施状況など）を一定時間留まって観察し助言することにより、現場の改善につなげる活動 また、コーチングによりMO力量を上げMO活動（現場WDN、パトロール等）によるリスク感知・抽出・排除の強化
挨拶運動の展開	・ 「安全活動の強化」及び「熱中症防止対策期間」キャンペーンの一環として社員・協力企業が共同で出入管理所他に立哨し「あいさつ活動による災害の防止」や「熱中症防止の啓蒙活動」を実施する。

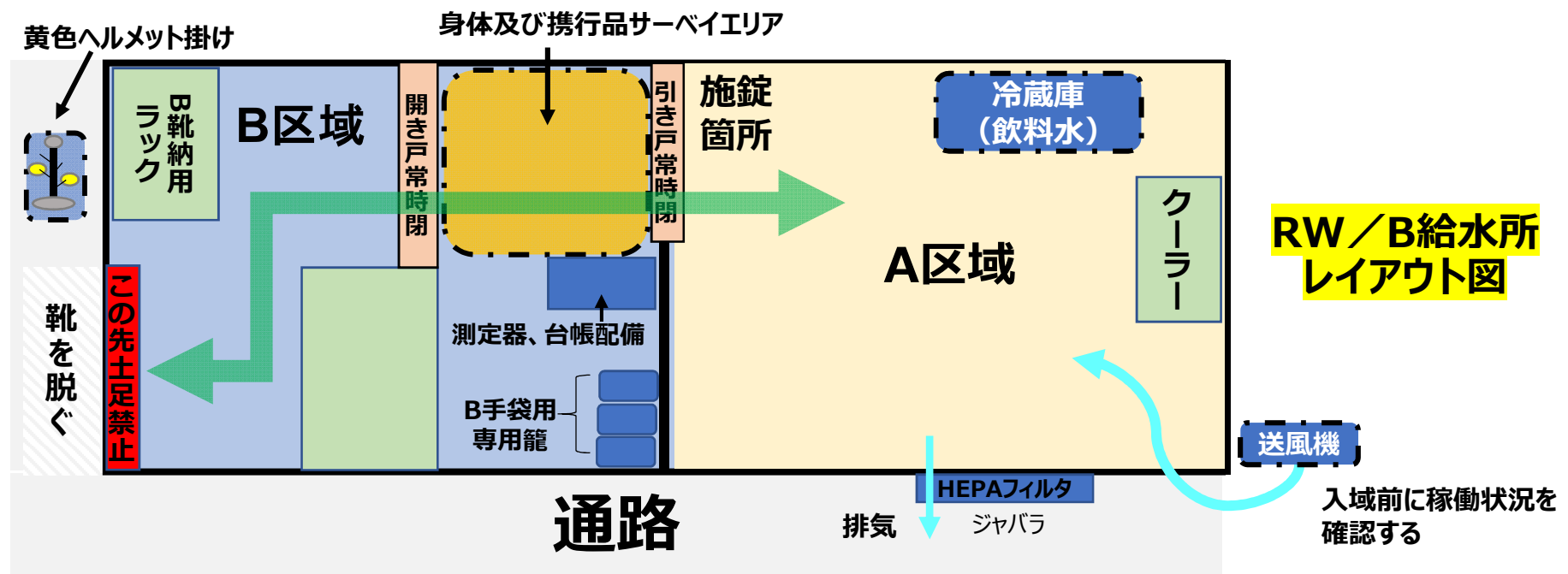


対 策	概 要
熱中症対策（12の対策）の徹底	・社員及び協力企業に対して、熱中症対策（12の対策）を徹底するため、周知を行い理解を深める。 ◆12の対策：厚労省「職場における熱中症予防対策マニュアル」を産業医監修のもとで「作業計画」「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」「健康増進」の観点で12項目に整理した福島第二共通の対策
体調管理チェックシート運用	・個人の体調管理とその変化を見逃さないよう『体調自己チェック表』を活用する。
熱中症教育	・社員及び協力企業に対して産業医による熱中症防止対策について、教育の受講依頼・周知し理解を深める。 （社員：eラーニング、協力企業：教育資料 周知） ・産業医講師による講演会 ・社員に対して、熱中症教育としてeラーニングの受講を依頼
熱中症対策水配備	・RW管理区域出入り管理エリア、Hx/B休憩所、事務本館に水分補給用飲料水を配備する。 ・管理区域外の巡視や直営作業等において、水分・塩分補給を指示し熱中症予防を図る。
塩タブレット配備	・作業員待合所、各管理区域出入り管理エリア、RW/B・Hx/B休憩所、事務本館に塩タブレットを配備する。
熱中症対策応急キット	・1・2号及び3・4号管理区域出入り管理エリア、作業員待合所、RW/B・Hx/B休憩所へ配備をし予防や『万が一の緊急時』に備える。
熱中症防止対策ウォッチ（カナリア）の活用	・熱中症対策ウォッチ（カナリア）を配備。所員及び協力企業を対象に貸与を行い熱中症リスクを早期に検知。

対 策	概 要
自動給茶器（ｽｰﾌﾟ飲料）の運用	・1・2号及び3・4号管理区域出入り管理エリアにて給茶器を設置し提供する。
クールベスト・空調服の運用	・屋外作業時におけるクールベスト又は空調服使用を指示する。
熱中症対策車両の運用	・業務車両のエンジンをかけ冷房をつけた状態にすることで、屋外の現場作業における休憩場所として活用する。
携帯用熱中症指標計の運用	・作業現場環境把握のために携帯用熱中症指標計の使用を指示する。
熱中症予報周知と注意喚起	・環境省熱中症予報サイトの情報を当日・翌日のWBGT最高予想値をｲﾝﾄﾗへ掲載。併せて所内MMにて周知すると共に事務本館、121会議室、食堂前に掲示し所員への注意喚起を促す。 ・熱中症指標モニターを事務本館玄関、防護本部前、各S/B入口、RW/B入口、正門西門に掲示し、構内のWBGT値が常に確認できるように配備する。
熱中症注意喚起の垂れ幕掲示	・熱中症注意喚起の垂れ幕を事務本館玄関、防護本部に掲示し、水分・塩分補給及び休憩を促すことで熱中症予防を図る。

◎RW／B給水所の運用再開について

1. 目的： 夏場の熱中症対策としてRW/Bの給水所を運用（再開）する。
2. 場所： 1, 2号機RW/B 1FL 給水所
3. 運用期間： 2026年6月11日（木） 9:00 ～ 2026年10月30日（金）
4. 使用可能時間帯： 原則、日中時間帯とする。ただし、事前の連絡があれば調整可能



<参考3-1>2026年度に発生した人身災害の発生状況

令和8年度 第1回 6/3 報告済

15

No	発生日	件 名	形 態	種 別	傷害程度
災害 1	4月9日	屋外を移動中にアスファルトの窪みに足を取られ転倒し負傷	請負	転倒・ つまずき	不休
場 所		概 要	年 齢	経 験	状 況
屋外 1号機南側道路		被災者は屋外業務を終え、次の場所へ移動中にアスファルトの窪みに足を取られ転倒し左膝を負傷した。その後、健康管理室へ移動し産業医の診察、治療を受けた。 (診察結果：皮膚表面のみ挫創で骨には異常なし。軟膏を塗布。) 被災者は当日午後より業務再開。	30	2年 6ヵ月	移動中
災害発生原因			再発防止対策		
◎ 管理的要因 ：危険箇所の抽出および危険箇所マップへの反映漏れ ◎ 物的要因 ：構内道路における段差 ◎ 人的要因 ：業務遂行中における不安全な行動 ✓ 現場移動時の安全確認不足 ✓ 移動経路の認識不足			◎ 当 社 ：当該箇所の段差をアスファルト合材にて是正処置を実施。 ✓ 転倒・つまずき災害について再委託警備会社含め改めて周知を依頼。 ✓ エリア内において類似箇所を抽出、CR起票し主管Gへ補修依頼を行う。 ◎ 協力会社 ：・危険箇所を発見した際は危険箇所マップへ反映するとともに、速やかに主管Gに報告する。 ・道路端のアスファルトとコンクリートのつなぎ目はひび割れや段差があるため平坦な安全箇所を選定し歩行する。 ・委託警備会社より再委託企業に対して事例の周知（再発防止含む）を実施。		

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

<参考3-2-1>2026年度に発生した人身災害の発生状況

令和8年度 第1回 6/3 報告済

16

No	発生日	件 名	形 態	種 別	傷害程度
災害 2	4月20日	巡視中の作業員がスロープで右足を踏み外し転倒負傷	請負	転倒・ つまずき	不休
場 所		概 要	年 齢	経 験	状 況
1・2号機 廃棄物処理建屋 地下2階		廃棄物処理建屋の巡視業務（O J T）を行っていた作業員が、巡視対象の部屋から退出する際にスロープで右足を踏み外し、転倒負傷した。 （巡視対象の部屋から先に作業員 2 名が退室、遅れて被災者が退室中、部屋入口（通路側）に設置されているスロープの端へ右足を掛けた際に踏み外して転倒）	24	2年 0ヵ月	巡視中

災害発生原因

◎管理的要因:

- 危険源の周知不備
現場ハザードマップの不備（スロープ自体が危険源になり得るものと認識されていなかった）
- 管理・監督の不足
作業員 B は、作業員 A と被災者の 2 名を監督する立場であったが、最後尾を歩行していた被災者に対する注意が行き届いていなかった。
- 作業環境の不備・不良
以前より、スロープ側面の端部に注意喚起のトラテープを張り付けていたが、劣化により剥がれており、危険源となり得る箇所の視認性が低下していた。

◎物的要因：○作業環境の不備 扉が死角を作っており、スロープの存在に注意が向きにくい状況にあった。

◎人的要因：業務遂行中における不安全な行動

- 切迫感
被災者は、巡視業務において O J T 期間中であつた。また、最後尾を歩行していたことから、「先行者に遅れをとってはいけない」という、行動の焦りが生じていた。
- コミュニケーション不足
作業員 B は、作業員 A と被災者の 2 名を監督する立場であったが、最後尾を歩行していた被災者に対する注意が行き届いていなかった。（管理的要因と同様）

◎安全確認不足

被災者は、スロープ自体が危険源になり得るものと認識しておらず、足元確認への意識が希薄だった。
また、被災者は、退室時に扉を全開にせず、スロープ直進方向の安全ルートを使用しなかった。

* 傷害程度：休業日数による分類 ・重傷：14日以上 ・軽傷Ⅱ：4～13日 ・軽傷Ⅰ：1～3日 ・不休：休業なし

取扱注意 無断複製・転載禁止 東京電力HD 福島第二原子力発電所

TEPCO

再発防止対策

◎当 社：

◎安全確認不足

スロープ側面 端部のトラテープ張り替えを行うことで視認性を向上させ、危険源としての注意喚起を図る。また、類似箇所を調査し、張り替え、新規貼り付けを行う。（廃棄物処理建屋、1～4号機）

○作業環境の不備

扉が死角となり、スロープに注意が向きにくい環境にある場合は、扉にスロープの存在を示す注意喚起表示を行う。

○周知

福島第二 安全推進協議会 定例会において本件事象の周知を行う。

◎協力会社：

○危険源の周知不備

現場ハザードマップへスロープを追加し、危険源としてなり得るものとして周知を図る。

○管理・監督の不足、コミュニケーション不足

常に移動を伴う巡視業務のOJT教育は、監督者1名に対して研修生1名までとし、監督者の注意が行き届く体制とする。

また、TBM（PJ B）の確認項目に追加し、注意喚起と周知を行う。

○切迫感

作業員相互の所在位置が確認できない場合（見失った場合）は、その場に立ち止まることを徹底する。

また、TBM（PJ B）の確認項目に追加し、注意喚起と周知を行う。

◎安全確認不足

「スロープ通行時は、正面（安全ルート）に向かって歩行できる位置まで扉を開けること」をTBM（PJ B）の確認項目に追加し、注意喚起と周知を行う。

◎福島第二 危険箇所リスト（抜粋）

場所 企業棟A棟(事務所)出入口前 マップNo. 46 状態-概要 【災害】 2026.3.11 現場作業終了後、事務所(企業棟A棟)へ戻る途中に出入口前の段差を踏み外し転倒し負傷(第5中足骨折(左))した。 	場所 企業棟A棟(事務所)出入口前 マップNo. 46 実施内容(是正・対策) 注意喚起表示 
場所 発電所構内各所(別紙リスト参照) マップNo. 47 別紙リスト参照 状態-概要 【災害の水平展開】 2024.3.27 『防護設備保守点検作業中』の作業員が次の設備点検の移動中、その移動経路に設置されている電線管のサポート(アングル上部)の角に接触し、左足の脛部(膝下)を負傷する人身災害が発生。 その水平展開として発電所内の災害発生の際に類似箇所および現場-職場の動線にある危険箇所の調査を実施した。	場所 発電所構内各所(別紙リスト参照) マップNo. 47 別紙リスト参照 実施内容(是正・対策) 危険箇所については、トラテープ・表示物による注意喚起を実施。 危険箇所マップへ反映した。(62箇所)
場所 屋外 1号機南側道路付近 マップNo. 48 状態-概要 【災害の水平展開】 2026.3.27 被災者は屋外業務を終え、次の場所へ移動中にアスファルトの窪みに足を取られ転倒し左膝を負傷した。その後、健康管理室へ移動し産業医の診察、治療を受けた。 (診察結果:皮膚表面のみ挫創で骨には異常なし。軟膏を塗布。) 被災者は当日午後より業務再開。 	場所 屋外 1号機南側道路付近 マップNo. 48 実施内容(是正・対策) 2026.4.10 1号機軽油タンク南側道路の警備員転倒発生箇所についてアスファルト合材にて是正処置実施。 
場所 1・2号機 廃棄物処理建屋 地下2階 マップNo. 49 状態-概要 2026.4.20 廃棄物処理建屋の巡回業務(OJT)を行っていた作業員が、巡回対象の部屋から退出する際にスロープで右足を踏み外し転倒し負傷した。 	場所 1・2号機 廃棄物処理建屋 地下2階 マップNo. 49 実施内容(是正・対策) ①安全確認不足 ・スロープ側面 端部のトラテープ張り替えを行うことで視認性を向上させ、危険源としての注意喚起を図る。また、類似箇所を調査し、張り替え、新規貼り付けを行う。 (廃棄物処理建屋、1～4号機) ②作業環境の不備 ・扉が死角となり、スロープに注意が向きにくい環境にある場合は、扉にスロープの存在を示す注意喚起表示を行う。 ○周知 福島第二 安全推進協議会 定例会において本件事象の周知を行う。 

◆危険箇所マップ 全体件数79件

追加件数 是正件数
2025年度: 64件 (是正66件)
2026年度: 2件 (是正2件)
残件: 11件 (対応中)

◎福島第二 安全統一ルール15条 (2026年4月1日運用開始)

2026年4月1日 運用開始

2F安全統一ルール15条

今日も一日ご安全に！

基本のふるまい

第1条 挨拶

- ★「おはようございます！」「お疲れ様です！」「ご安全に！！」
- ★ 発電所で働く仲間どうし声掛け
- ★ コミュニケーションをしっかりと取る

第2条 手すり使用

- ★ 階段昇降時は手すりを掴む

第3条 指差呼称

- ★「〇〇ヨシ！」言葉に出して確認を
- ★「前方・後方・左右は良いか？」

第4条 5Sの実施

- ★「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「習慣化」
- ★ つまづき・転倒を起こさぬように

作業中の共通事項

第9条 違和感を感じたら立ち止まる

- ★ STARの精神
- ★ 迷った場合は立ち止まって報告・連絡・相談
- ★ 立ち止まることに感謝

第10条 予定外作業禁止

- ★ 作業指示書と要領書からの逸脱禁止
- ★ 単独行動禁止

第11条 熱中症対策

- ★ 熱中症12の対策の実施
- ★ 体調が悪そうな仲間には「体調悪い？」と声掛け
- ★ 体調に異変を感じたら無理せず言い出す

作業準備

第5条 TBM-KYの実施

- ★ 役割分担を明確に
- ★ 現場でリスク抽出(高線量エリアは除く)
- ★ アフター-KYで新たなリスク抽出

第6条 安全装備品の使用

- ★ 作業に合った安全装備品を使用
- ★「安全帽」「保護メガネ」「安全靴」「耳栓」「保護手袋」
- ★ 高所・開口部作業では必ず「墜落制止用器具」
- ★ 暗所では「ライト」

第7条 適切な道工具の使用

- ★ 作業に応じた適切な道工具を選定(吊具や可搬式作業台も含む)
- ★ 使用前点検の実施

第8条 交通災害の撲滅

- ★ 輪留め実施
- ★ 構内制限速度 30Km/h 遵守
- ★ 車両動線に立ち入らない

個別の実施事項

第12条 感電災害防止

- ★ 作業対象・近傍の充電状況確認
- ★ 絶縁工具、絶縁保護具の使用徹底
- ★ 作業前に必ず検電

第13条 火災防止

- ★ 火気と危険物の混在禁止
- ★ 可燃物の排除
- ★ 火気養生の実施

第14条 重量物災害防止

- ★ 吊荷の下には入らない
- ★ 3・3・3運動の遵守
- ★ 重量物運搬は複数人・無理ない姿勢で

第15条 挟まれ災害防止

- ★ 可動部に身体を入れない

過去に福島第二で死亡災害あり
福島第二原子力発電所 安全推進協議会

福島第二原子力発電所で働く人たち全員が守るルールです！



2026年度 安全所長方針

ワンチームで創る安全！

仲間に愛を持ってみんなの笑顔を守ろう！



- 関係者全員で作業点検を実施し現場の危険リスクを排除する！
- 全員が気づきや違和感を言える、気軽に話せる関係になる！
- 自分たちで決めた「安全統一ルール15条」を必ず守る！

福島第二原子力発電所長
都留 昭彦